

○近江八幡市成年後見人等報酬助成要綱

平成22年3月21日

告示第86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条及び第15条第1項に規定する成年後見、保佐若しくは補助（以下「成年後見」という。）の開始の審判により、家庭裁判所が成年後見人、保佐人若しくは補助人（以下「法定後見人」という。）を選任した後に法定後見人の報酬の全部若しくは一部を助成すること又は地域福祉権利擁護契約を近江八幡市社会福祉協議会と締結する際に任意後見契約を併せて締結し、その後任意後見が開始した場合に任意後見人（以下法定後見人と合せて「成年後見人等」という。）の報酬の全部若しくは一部を助成することにより、成年後見人等が成年被後見人、被保佐人又は被補助人若しくは任意被後見人の財産の管理、生活及び療養看護に関する事務を適切に行えるよう成年後見人等を支援することについて、必要な事項を定めるものとする。

(平27告示93・平30告示82・令6告示32・一部改正)

(対象者)

第2条 家庭裁判所により法定後見人が選任された本市に住所を有する者又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法律の規定による本市の措置等により市外の施設を利用している者（以下「市外施設利用者」という。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものを助成の対象者とする。

- (1) 預貯金、現金、有価証券その他の資産がなく、法定後見人の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ法定後見の利用が困難な者
- (2) 生活保護法による保護を受給している者（以下「被保護者」という。）
- (3) その他前2号に準じる者で、市長が必要と認めるもの

2 地域福祉権利擁護契約を利用している者について、任意後見契約により任意後見

開始のための任意後見監督人選任の審判の申立てがなされ、家庭裁判所により任意後見監督人が選任された本市に住所を有する者又は市外施設利用者であって、次の各号のいずれかに該当するものを助成の対象とする。

- (1) 預貯金、現金、有価証券その他の資産がなく、任意後見人の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ任意後見の利用が困難な者
- (2) 被保護者
- (3) その他前2号に準じる者で、市長が必要と認めるもの

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。

- (1) 本市以外の市区町村又は都道府県の措置等により、本市区域内に所在する施設を利用している者
- (2) 預貯金、現金、有価証券その他の資産の合計額が、家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第1の13の項、31の項又は50の項に定める報酬付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）により家庭裁判所が決定した報酬額（以下「後見人等報酬額」という。）に50万円を加えた額を上回る者
- (3) 居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外の活用可能な資産がある者  
(平30告示253・全改)

(助成を行う場合の成年後見人等の要件)

第3条 前条の対象者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族が成年後見人等に就任する場合は、助成の対象としない。

(助成額)

第4条 介護保険サービス等福祉サービスの利用料、社会保険料及び生活費等並びに市長が認める経費及び成年後見人等の報酬の合計が対象者の収入を超過した場合に、当該超過費用を助成する。

(令6告示32・一部改正)

(上限額)

第5条 法定後見の助成の額は、後見人等報酬額の範囲内とし、月額20,000円を限度とする。ただし、法定後見の後見業務において、身上監護等特別な実情があ

った場合は、基本報酬額の50パーセントの範囲内で加算することができる。

2 任意後見の助成の上限額は、任意後見契約に定めた報酬額の範囲内とする。

(平27告示93・平30告示253・令6告示32・一部改正)

(任意後見の場合の助成の要件)

第6条 助成の対象となる任意後見契約は、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 報酬額(無償の場合を含む。)に関する事項
- (2) 地域福祉権利擁護契約から任意後見契約への移行(任意後見監督人の選任を条件であることとした場合を含む。)に関する事項

(令6告示32・一部改正)

(申請)

第7条 成年後見人等の報酬の助成を申請することができる者は、対象者又は対象者の代理人としての成年後見人等(以下「申請者」という。)とする。

2 申請者が助成を申請しようとするときは、成年後見人等の報酬助成申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 公的年金等の源泉徴収票の写し等収入の判明するもの
- (2) 金銭出納簿及び領収書の写し等必要経費の判明するもの
- (3) 財産目録等の写し等資産状況の判明するもの
- (4) 報酬額の判明するもの

ア 法定後見にあつては、報酬付与の審判書謄本の写し

イ 任意後見にあつては、任意後見契約の写し及び地域福祉権利擁護契約の写し

- (5) 対象者の代理人としての成年後見人等が申請する場合にあつては、登記事項証明書又は法定後見の審判書謄本及び確定証明書

(平30告示253・令6告示32・一部改正)

(助成の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請書、添付書類及び当該申請に係る対象者の資産状況等の実態を調査し、助成の可否を決定する。

2 市長は、助成の可否の決定をしたときは、成年後見人等の報酬助成承認・不承認

通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（助成額の支払い）

第9条 前条の規定により助成の決定を受けた申請者は、成年後見人等の報酬助成請求書（別記様式第3号）により決定された助成額を請求することができる。

2 市長は、前項の請求に基づき、助成額を対象者名義の口座に口座振替の方法によって支払うものとする。

（対象者死亡に係る助成の特例）

第10条 対象者が死亡したことにより後見事務の終結を迎えた場合は、死亡後終結までの間について対象者の人格が存続しているものとみなし、対象者名義又は成年後見人等名義の口座に口座振替の方法によって支払う。この場合において、成年後見人等の報酬の助成を申請することができる者は、対象者の代理人としての成年後見人等に限る。

（平30告示253・令6告示32・一部改正）

（助成決定の有効期間）

第11条 第8条の規定による助成の決定（第2条第1項の対象者に対するものに限る。）の対象となる期間は、家庭裁判所による報酬付与の審判により決定された報酬の対象期間とする。

（令6告示32・全改）

（支出の報告）

第12条 第9条の規定により助成を受けた申請者は、対象者名義の口座に振り込まれた助成金を支出したときは、当該支出について成年後見人等の報酬助成金支出報告書（別記様式第4号。以下この条において「報告書」という。）により毎年4月10日までに市長に報告しなければならない。

（平30告示253・一部改正）

（目的外使用の禁止）

第13条 第9条の規定により助成を受けた申請者は、対象者名義の口座に振り込まれた助成金を成年後見人等の報酬以外の目的に使用してはならない。

（平30告示82・一部改正）

(届出)

第14条 第9条の規定により助成を受けた申請者は、対象者の生活の場所が在宅から施設に異動したとき等申請事項に変更が生じたときは、成年後見人等の報酬助成資格変更届出書(別記様式第5号)により速やかに市長に届出をしなければならない。

(助成額の返還及び助成の決定の取消し)

第15条 市長は、助成を受けた対象者又は対象者の代理人としての成年後見人等若しくは対象者の家族、親族等の関係人が、次に掲げる要件に該当するに至ったと認めるときは、助成額の全部又は一部の返還を求め、及び助成の決定を取り消すことができる。

- (1) 第13条の規定に違反する行為があったとき。
- (2) 第12条の報告を審査し、適正な支出が行われていないと認めたとき。
- (3) 正当な理由がなく前条の届出をしないとき。
- (4) その他不正又は不適当な行為があったとき。

(平30告示82・平30告示253・令6告示32・一部改正)

(任意後見監督人)

第16条 特に必要があると認めるときは、任意後見人の報酬助成の規定を準用して、任意後見人の報酬助成に加えて、任意後見監督人の報酬を助成することができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令6告示32・一部改正)

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市成年後見人等報酬助成要綱(平成15年近江八幡市告示第41号)の規定によりなされた手続その他の行為

は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成 27 年告示第 93 号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 30 年告示第 82 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（平成 30 年告示第 253 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（令和 4 年告示第 315 号）抄

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

付 則（令和 6 年告示第 32 号）

この要綱は、告示の日から施行する。